

「上川町簡易水道事業及び下水道事業経営戦略改定支援業務」
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、上川町簡易水道事業及び下水道事業における経営戦略改定支援業務に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

「上川町簡易水道事業及び下水道事業経営戦略改定支援業務」

(2) 業務内容

「上川町簡易水道事業経営戦略改定支援業務仕様書」及び「下水道事業経営戦略改定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を基準とし、提案された業務とする。

なお、提案においては、単に仕様書に基づくものではなく、提案者が有する公営企業における経営戦略の策定・改定に関する豊富な業務実績とノウハウを反映させるものとする。

(3) 業務範囲

① 簡易水道事業

・上川町簡易水道事業

② 下水道事業

・上川町公共下水道事業

・上川町特定環境保全公共下水道事業

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月13日までとする。

※概要版などの提出については、完了期日前に求める場合がある。

3 委託料の上限額

(1) 簡易水道事業に係る委託料の上限額は

4,510,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(2) 下水道事業に係る委託料の上限額は

6,149,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(3) 上記(1)及び(2)の金額は、業務委託に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

4 受託候補者の選定方式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年6月25日(水) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年7月4日(金) |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和7年7月9日(水) |
| (4) プロポーザル参加申込書提出期限 | 令和7年7月11日(金) |
| (5) 参加申込書審査結果通知 | 令和7年7月16日(水) |
| (6) 提案書等提出期限 | 令和7年7月25日(金) |
| (7) プレゼンテーション日程通知 | 令和7年7月29日(火) |
| (8) プレゼンテーション審査 | 令和7年8月上旬 |
| (9) 受託候補者決定通知 | 令和7年8月上旬 |
| (10) 契約締結 | 令和7年8月中旬 |

※上記スケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 上川町物品購入等の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公募の日から企画提案書提出日までのいずれの日においても、上川町入札参加者指名停止等措置要綱(平成19年上川町要綱第19号)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

ただし、上記(1)の資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。

- ア 法人にあっては登記事項証明書(現在又は履歴事項全部証明書) ※3か月以内のもの
- イ 個人にあっては身分証明書 ※3か月以内のもの
- ウ 法人にあっては財務諸表(貸借対照表、損益計算書) ※直近1事業年度分
- エ 納税証明書(本店所在地の市町村税又は道税、消費税及び地方消費税(国税))

※ 3 か月以内のもの

- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本的又は人的関係がないこと。
- (6) 総務省が「経営戦略策定・改定ガイドライン」を公表した平成 31 年 3 月 29 日以降に、地方自治体の公営企業における経営戦略の策定若しくは改定支援業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (7) 公営企業に精通し地方自治体の公営企業における経営戦略の策定又は改定業務の実績を複数有する公認会計士及び担当者を配置できること。

7 公募型プロポーザル実施説明会

開催しない。

8 質問及び回答

- (1) 質問書提出方法
質問書（様式 1）を電子メールで送信し、送信後、電話により到達確認を行うこと。
- (2) 提出期限
令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出先
上川町役場建設水道課上下水道グループ水道管理係
電 話 01658-2-4061（直通）
E-mail suidou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp
- (4) 回答方法
上川町公式ホームページにおいて掲載する。ただし、質問を行った者の名称等は公表しない。また、ノウハウに関わる部分等を公表することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利権を害する恐れがあると本町が判断した質問については、質問者のみに回答するものとする。
- (5) 回答掲載日
令和 7 年 7 月 9 日（水）

9 参加申込みの手続き

- (1) 提出書類
プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書、上川町財務規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出すること。
ア プロポーザル参加申込時に必要な書類
 - (ア) 参加申込書（様式 2）
 - (イ) 会社概要書（様式 3）
 - (ウ) 実績調書（様式 4）

- (エ) 業務執行体制調書（様式5）
- イ 提案書等提出時に必要な書類
 - (ア) 提案書提出届（様式6）
 - (イ) 提案書（様式は任意）
 - (ウ) 見積書及び見積内訳書（様式は任意）※事業ごと
 - (エ) 成果品、報告書のサンプル
- (2) 提出期限
 - ア プロポーザル参加申込書提出時
令和7年7月11日(金)午後5時まで（必着）
 - イ 提案書等提出時
令和7年7月25日(金)午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合における受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。

郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けるものとする。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- (4) 提出先

〒078-1762 北海道上川郡上川町南町 180 番地
上川町役場建設水道課上下水道グループ
- (5) 参加申込書審査結果の通知について
 - ア 通知予定日
令和7年7月16日(水)
 - イ 通知方法
電子メールにて「参加資格審査通知書」を送信する。
- (6) プレゼンテーション日程の通知について
 - ア 通知予定日
令和7年7月29日(火)
 - イ 通知方法
提案書等の提出があった参加資格者に対し、電子メールにて「プレゼンテーション日程通知書」を送信する。

10 提案書作成方法

本要領及び仕様書等に基づき、提案書を作成すること。

11 審査方法（プレゼンテーション及びヒアリング）

本要領及び仕様書等に基づき提出された提案書等について、上川町簡易水道事業及び下水道事業経営戦略改定支援業務公募型プロポーザル審査委員会が審査を行う。なお、参加事業者数または提案辞退等により、審査対象者が1者のみとなった場合でもプレゼンテーションは実施する。

(1) 実施日

令和7年8月上旬（プレゼンテーション日程通知書により通知する。）

(2) 実施方法

対面方式によるプレゼンテーション及び質疑応答（詳細は別途通知する。）

(3) 実施時間

質疑応答を含め40分程度（うち提案時間は25分以内）

(4) 参加人数

提案説明は、本業務を受託した場合に実務を担当する予定である業務処理責任者及び業務担当者が行うものとし、参加人数は4名以内とする。

(5) 審査基準

上川町簡易水道事業及び下水道事業経営戦略改定支援業務公募型プロポーザル方式による受託候補者選定基準（別紙）のとおり。

(6) 履行義務等

ア 審査委員による質問に対する回答については、履行義務を負うことに留意すること。

イ 本町は質問及び回答を録音し、必要と認める事項については書面を作成することがある。なお、書面化にあたっては参加資格者との協議は行わない。

(7) その他

提案説明の際、プロジェクター及びスクリーンは本町で用意するが、持参してもよい。その他パソコン等必要な物品がある場合は、各参加者で準備すること。

12 審査結果

(1) 通知方法

ア プレゼンテーション審査を受けた全ての参加資格者に文書にて審査結果を通知するとともに、上川町公式ホームページにおいて公表する。

なお、受託候補者以外の者を特定できる情報の公表は行わない。

イ 審査結果その他審査内容についての質問及び異議申立ては受け付けない。

(2) 通知時期

令和7年8月上旬

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (4) 本町が必要とする場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提案書の提出は、1者につき1案とする。

14 契約等

(1) 契約の締結

受託候補者を決定した場合は、当該候補者と協議のうえ、提案書等の内容に応じて仕様書に加筆修正する場合がある。その後、仕様書に基づく見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により、契約を締結する。ただし、受託候補者と合意に至らない場合は、次点の者と協議のうえ、契約するものとする。

なお、本契約を締結する日までの間に、受託候補者が6(2)～(9)に掲げる要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、本町は一切の損害賠償の責を負わない。

(2) 完了検査

業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を納品し、本町の検査を受けるものとする。また、業務完了期限前であっても、本町があらかじめ成果品の納品期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、本町の検査を受けるものとする。

(3) 支払い

支払いは、業務完了検査後とする。

(4) 契約解除

ア 受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、本町は契約を解除することができる。この場合、委託業務に係る費用については受託者の負担とする。

イ 災害その他不可抗力等、受託者の責めに帰すことができない事由により、委託業務の継続が困難となった場合は、委託業務の継続の可否等について、本町と受託者とで協議するものとする。

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

(3) 参加辞退

参加申込書の提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかにその旨がわかる書面（様式は任意）を9(3)、(4)に規定する方法により提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、3に規定する委託料の上限額を超過した場合

(5) 著作権等

提案書等に含まれる著作権、特許権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、全て提案者が負うものとする。

(6) その他

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできない。

16 問い合わせ先

上川町役場建設水道課上下水道グループ

電 話 01658-2-4061（直通）

E-mail suidou@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp